

# 専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて

人材開発統括官

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## デジタル関係講座の指定基準の見直しについて

- DX推進人材の質・量の両面において圧倒的な不足が課題となる中、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）において、次のとおり方針が示されている。
  - ・ デジタル人材について、2026年度までに合計330万人を確保する
  - ・ 専門実践教育訓練について、デジタル関係講座を2025年度末までに300講座以上に拡大する。その際、生成AIなど、今後成長が期待され、今の時代に即した分野に関する講座の充実を図る
- これに関連し、経済産業省において、「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」の再整理・拡充について検討を行い、ITスキル標準レベル3以上の講座を対象とすることを決定。（令和5年11月10日、第6回「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する検討会）
- 教育訓練給付においては、一定の要件を満たす「第四次産業革命スキル習得講座」を講座指定の対象としているため、今般、デジタル関係講座の指定基準の見直しを検討する。

# 教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	受講費用の <b>50%</b> （上限年間 <b>40万円</b> ）を6か月ごとに支給。 ※ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、受講費用の <b>20%</b> （上限年間 <b>16万円</b> ）を追加支給。	受講費用の <b>40%</b> （上限 <b>20万円</b> ）	受講費用の <b>20%</b> （上限 <b>10万円</b> ）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>在職者又は離職後1年以内</b>（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者</li> <li>○ <b>雇用保険の被保険者期間3年以上</b>（初回の場合、専門実践教育訓練給付は<b>2年以上</b>、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は<b>1年以上</b>）</li> </ul>		
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
講座指定要件	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程</li> <li>② 専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム <b>文部科学省連携</b></li> <li>③ 専門職大学院</li> <li>④ 大学等の職業実践力育成プログラム <b>文部科学省連携</b></li> <li>⑤ <b>一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</b></li> <li>⑥ <b>第四次産業革命スキル習得講座</b> <b>経済産業省連携</b></li> <li>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程</li> </ul>	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等</li> <li>② <b>一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</b></li> <li>③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム <b>文部科学省連携</b></li> </ul>	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</li> <li>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕</li> </ul>

（注）講座数は2023年10月時点、受給者数は2022年度実績（速報値）。

# デジタル関係講座の見直しの経緯

## 平成28年10月 専門実践／第5類型の新設

情報通信技術分野で中長期的なキャリア形成に資するものに相当するものとして、「要求された作業を独力で遂行する」ことができるITSSレベル3以上の資格取得を目標とし、訓練時間120時間以上のものを専門実践教育訓練の新類型として設定。

## 平成29年10月 専門実践／第5類型の拡充

特に高度な資格(ITSSレベル4)の取得を目標とした講座は、受講者が既に一定の高い能力レベル(ITSSレベル3以上)にあることを前提としており、「120時間以上」という講座時間要件を満たし難いことから、特に高度な資格(ITSSレベル4以上)に限り、短時間(30～120時間)のものを追加。

## 平成30年4月 専門実践／第6類型の新設

「第四次産業スキル習得講座認定制度」については、ITSSレベル4相当のスキルを獲得することを担保する講座であり、レベルの高さにおいて、第5類型の「特に高度」相当といえることから、「第四次産業革命スキル習得講座」で30時間以上のものを専門実践教育訓練給付の新類型として追加。

## 令和元年10月 特定一般の創設／第2類型

特定一般教育訓練の創設に際し、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する一定のレベル以上の情報通信技術の資格に係る講座として、ITSSレベル2以上で50時間以上のものを特定一般教育訓練給付の一類型として設定。

特に高度な専門的知識  
及び技術に関するもの

中長期的なキャリア形成  
に資するもの

速やかな再就職及び早期の  
キャリア形成に資するもの

ITSSレベル	訓練時間	H28年10月	H29年10月	H30年4月	R元年10月
4	120時間以上	専門5類型	専門5類型	専門5類型 専門6類型	専門5類型 専門6類型
	30時間以上		専門5類型	専門5類型 専門6類型	専門5類型 専門6類型
3	120時間以上	専門5類型	専門5類型	専門5類型	専門5類型
	50時間以上				特定2類型
2	50時間以上				特定2類型



# 「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」の再整理・拡充の検討①

令和5年11月10日：経済産業省  
第6回「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する検討会  
資料3-2

## 【論点1】講座のレベルの考え方

今般、対象講座のレベルを再整理することとなる背景として以下：

- 2017年の制度創設以降、企業DXニーズが急速に高まり、構造的な人材不足も相まって、**DX推進人材が（量、質ともに）の圧倒的な不足が深刻化**。レベル4相当に加えて、DXの担い手の裾野拡大の観点から、**要求された作業を独力で遂行できるレベル3も対象講座に含めることでデジタルリスキリングを加速し、人材不足を解消することが急務**。
  - 生成AIの登場などデジタル技術の急速な進化や、これに起因するビジネスの不確実性等を背景に、**スキル習得の遅れが職業実践力の低下に直結する時代**。社会人個人も、職業人としての時間軸の中で「**雇用の安定**」を確保する観点から、**自分事としてスキル習得活動が求められ、変化の速さに応じた学びと実践を繰り返すことが不可欠**。
  - スキル構造についても、**ITからDXへと変化する中で、DX推進人材には、従来の縦割り領域における単線的な学びから、横断的で幅広い基礎的な学びをベースにした複線的な学びの中で、専門的かつ実践的な能力習得していくものへとスキルのあり方が変化**。（実際、レベル3講座のほとんどが特定の領域・分野に特化して専門的かつ実践的な知識を十分に習得できる講座となっている。）
- ⇒ **レベル2までの基礎的で横断的な幅広い学びをベースとし、レベル3以上の専門的かつ実践的な講座を対象講座として再整理することが適切**。

# 「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」の再整理・拡充の検討②

令和5年11月10日：経済産業省  
第6回「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する検討会  
資料3-2

## 【論点2】教育内容・教育方法の考え方

レベルの再整理・拡充後も講座の職業実践性を確保する観点から、

- レベル4からレベル3に拡大することに伴い、**レベル定義に即した教育内容を求める。**
- 実践的な方法による**授業の割合（50%以上）の要件化、外部有識者による審査**を引き続き実施。

### レベル定義について

レベル	レベル定義（スキル標準共通）
4	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベル</li><li>・ プロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する</li></ul>
3	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要求された作業を全て独力で遂行するレベル</li><li>・ 専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する</li></ul>

### 講座の職業実践性について

※厚生労働省 第1回労働政策審議会人材開発分科会（Reスキル認定制度創設に伴う、教育訓練給付の講座指定基準の見直しに関する検討）資料より引用

- プレゼンテーション等の受講者側から発言する授業形態のほか、ディスカッションやグループワーク、ワークショップ等の双方向の授業形態や、課題解決のための実習・演習等、実践的な方法による授業が、**教育訓練の50%以上を占めていることを認定要件化。**
- 認定に当たり、申請のあった教育訓練の内容が真に産業界のニーズに沿ったものであるかどうか等の観点から的確な評価を行うため、**産業界を交えた外部有識者による審査を実施。**



# 今般の見直しに係る主な論点

## (論点1) 目標とするITスキル標準レベルの要件

- 専門実践教育訓練給付の第6類型「第四次産業革命スキル習得講座」については、経済産業省における見直しの議論を踏まえ、指定対象講座のレベルを「ITスキル標準レベル4相当」から「ITスキル標準レベル3以上」に拡充することとしてはどうか。

## (論点2) 訓練時間等の要件

- 新たに対象となるITスキル標準レベル3の対象講座について、現行と同様の要件とすることとしてはどうか。

[訓練時間] 30時間以上かつ2年以内の訓練時間であること

[成果指標] 就職・在職率が80%以上であること

(参考) [訓練内容] 実践的な訓練が50%以上であること (経済産業大臣認定の要件)

## (論点3) 資格取得を目標とする課程のあり方

- 専門実践教育訓練給付の第5類型「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程」の訓練時間の要件(※)は、第6類型の要件(30時間以上かつ2年以内)と統一した上で、デジタル関係講座として類型を統合することとしてはどうか。

(※) ITスキル標準レベル3                      120時間以上かつ2年以内

ITスキル標準レベル4相当                  30時間以上かつ2年以内

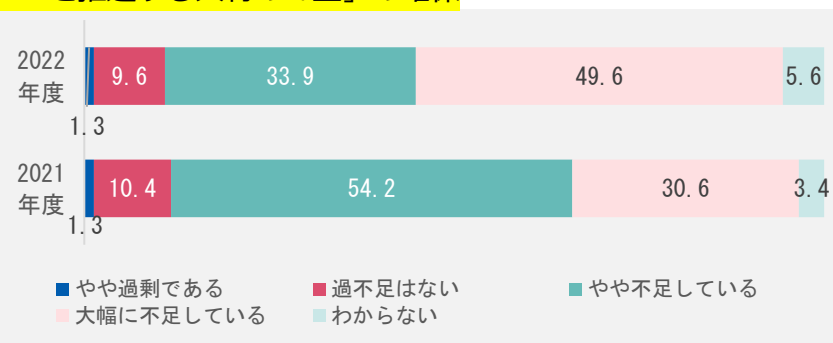
# (論点1) 目標とするITスキル標準レベルの要件

- DX推進人材は、質・量の両側面において圧倒的に不足しており、その割合も増加。
- スキル構造がITからDXに変化する中で、従来の縦割り領域における単線的な学びから複線的な学びの中で専門的・実践的な能力を習得していくものに変化。
- ITSSレベル3は、レベル4同様、専門的かつ実践的な能力を習得できるレベルに位置づけられている。現在の専門実践教育訓練給付でも、第5類型においてITSSレベル3を対象としている。

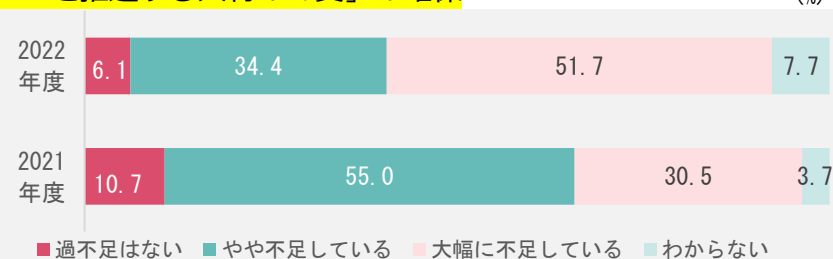
➡ **指定対象講座のレベルを、ITSSレベル4相当からITSSレベル3以上に拡充することとしてはどうか。**

## (1) DX推進人材のニーズ

### DXを推進する人材の「量」の確保

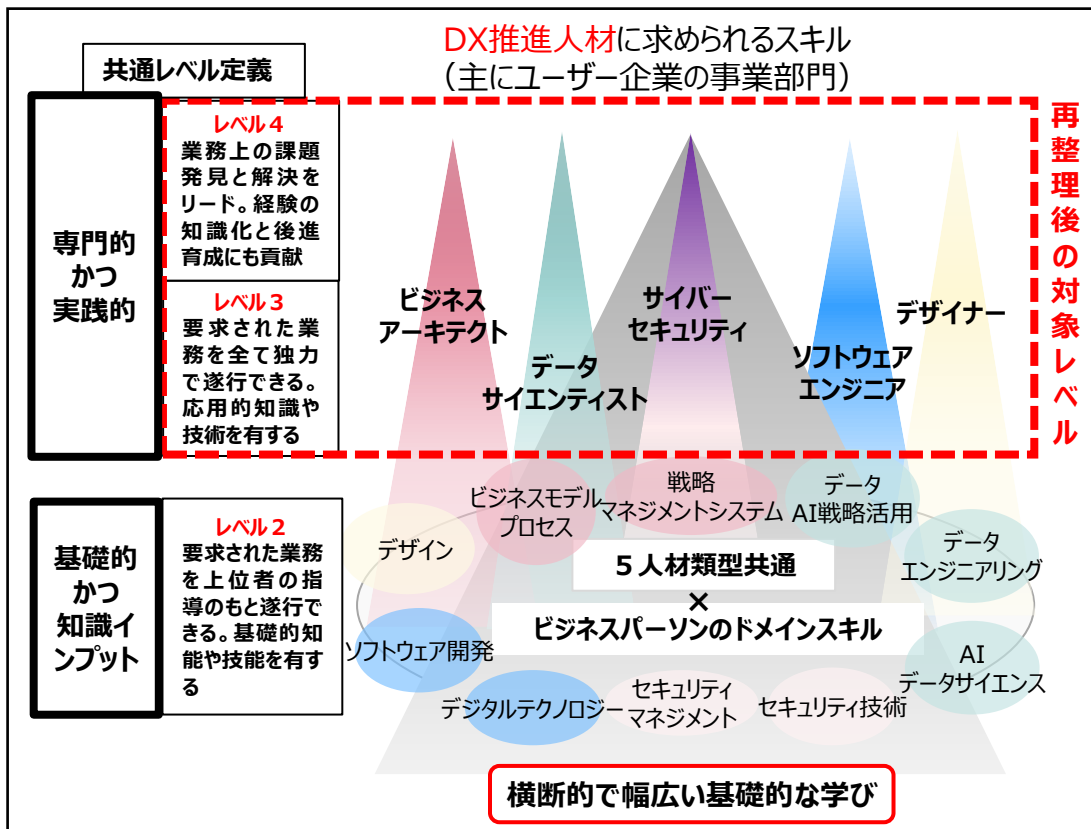


### DXを推進する人材の「質」の確保



2021年度 N=297 2022年度 N=375 独立行政法人情報処理推進機構「DX白書2023」

## (2) スキルのあり方・習得方法の変化



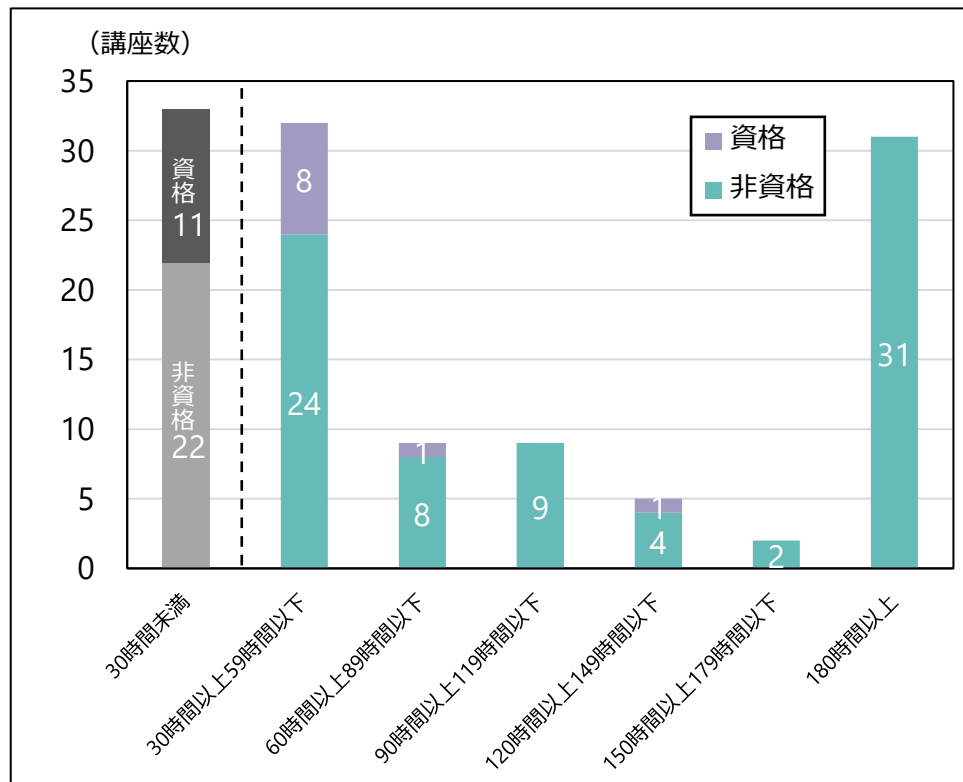


## (論点2) 訓練時間等の要件

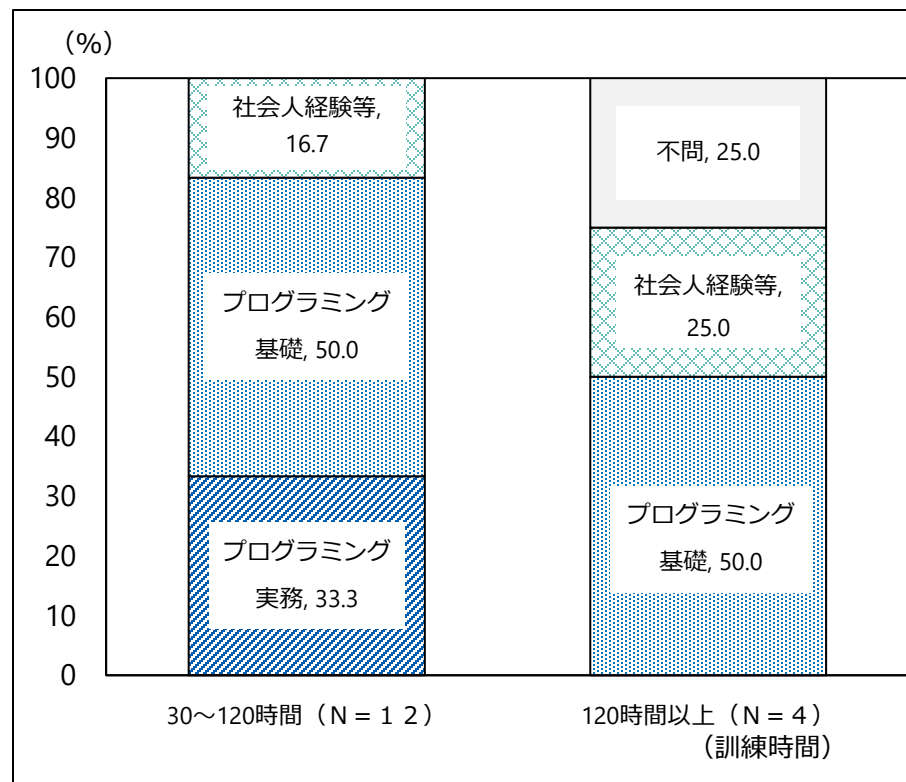
- 「マナビDX」等で把握できるITSSレベル3の対象講座をみると、ITSSレベル4相当の講座と同様に、比較的短時間の講座が多く運用されている(※ITSSレベル4の講座は、参考資料「第四次産業革命スキル習得講座の訓練時間の分布」を参照)。
- 比較的短時間(120時間未満)の講座は、長時間(120時間以上)の講座に比べ、受講に際して、一定のプログラミング経験等を求めている。  
 ※ 教育訓練給付においては、習得能力量の代理指標として訓練時間数の下限を設定。

➡ **ITSSレベル3の訓練時間等の要件は、現行(レベル4相当)と同様(30時間以上等)としてはどうか。**

(1) 訓練時間別の講座分布 (ITSSレベル3)



(2) 訓練時間と受講に必要な経験 (ITSSレベル3)

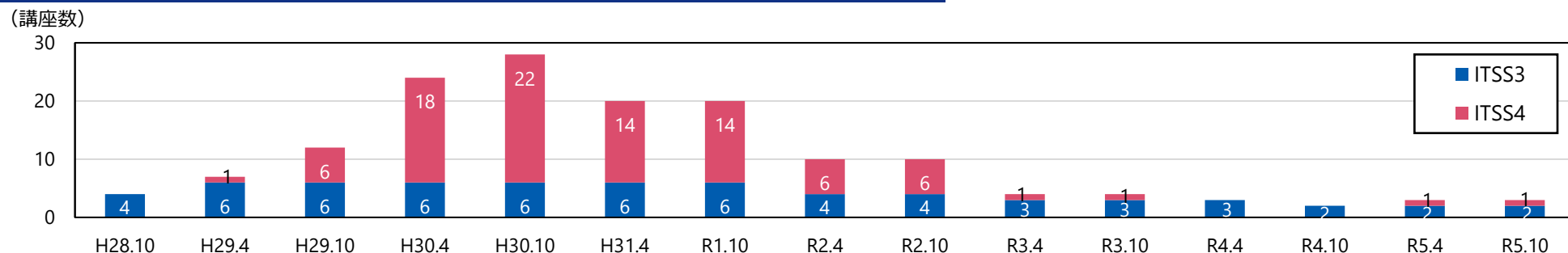


## (論点3) 資格取得を目標とする課程のあり方

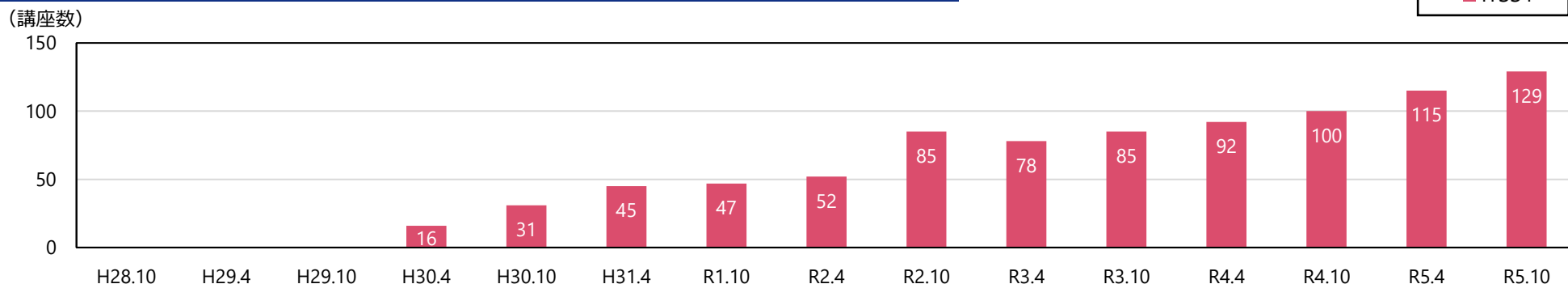
- ITSSレベル3の資格取得を目的とする講座の訓練時間は、多くが30～60時間（P8参照）。
- 現行の専門実践教育訓練給付の第5類型は、平成30年頃をピークに減少し、現在は3講座。  
一方、第6類型の中で、資格取得を目標とする講座（＝第5類型の指定対象講座）が21講座指定されている。
- 今後、第6類型「第四次産業革命スキル習得講座」がITSSレベル3以上に拡充されることで、より多くの資格取得を目的とする講座（E資格等）が認定されていく見込み。

➡ **専門実践教育訓練給付の第5類型の訓練時間の要件は、第6類型の要件（30時間以上かつ2年以内）と統一した上で、デジタル関係講座として類型を統合してはどうか。**

第5類型（一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程）の講座数の推移



第6類型（第四次産業革命スキル習得講座）の講座数の推移



# 専門実践教育訓練におけるデジタル関係講座の指定基準の見直し（案）

生成AIの登場やDX時代に求められる人材像の変化等を踏まえ、デジタル関係講座の指定基準について、講座のレベルと訓練時間の要件を見直すことにより、デジタル分野へのリ・スキリングを推進する。

## 改正内容

- 専門実践教育訓練給付の第6類型「第四次産業革命スキル習得講座」について、指定対象講座のレベルを「ITスキル標準レベル4相当」から「ITスキル標準レベル3以上」に拡充する。
- 専門実践教育訓練給付の第5類型「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程」について、訓練時間の要件を、第6類型「第四次産業革命スキル習得講座」の要件（30時間以上）と統一した上で、第6類型と統合する（新第5類型）。
- これに伴い、特定一般教育訓練の第2類型について、所要の整備を行う。

【施行】令和6年4月より指定講座の募集を開始、令和6年10月指定の対象講座開始。

## 現行

## 見直し（案）

専門実践

【第5類型】一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

- ・ ITSSレベル3 : 120時間以上かつ2年以内
- ・ ITSSレベル4相当 : 30時間以上かつ2年以内

【第6類型】第四次産業革命スキル習得講座

- ・ ITSSレベル4相当 : 30時間以上かつ2年以内

特定一般

【第2類型】一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

- ・ ITSSレベル2以上 :  
[通学制] 1か月以上1年以内かつ50時間以上  
[通信制] 3か月以上1年以内

(※) 専門実践対象外のITSSレベル3を含む。

【第5類型】第4次産業革命スキル習得講座等

- ・ ITSSレベル3以上 : 30時間以上かつ2年以内

(備考) 第5類型・第6類型を統合。

ITSSレベル3以上の資格取得を目標とする課程を含む。

【第2類型】一定レベルの情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

- ・ ITSSレベル2 :  
[通学制] 1か月以上1年以内かつ50時間以上  
[通信制] 3か月以上1年以内

## 参考資料





# 関連する政府方針等について

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日 閣議決定）（抄）

（1）デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備・中山間地の生活環境改善

### ⑦ デジタル人材の育成

地域が抱える課題の解決を牽引するデジタル人材について、来年度末までに年間45万人を育成できる体制を段階的に構築し、2026年度までに合計330万人を確保する。このため、大学生・高等専門学校生の育成（年17万人）、社会人等のスキルアップ支援（年13万人）、職業訓練等（年13.5万人）などの各領域において具体的な育成計画を定め、フォローアップを行う。

特に、教員確保に課題を抱える大学・高等専門学校があること、社会人向けの教育コンテンツが限られていること、職業訓練の中でのデジタル関連講座の開講が都市部に偏在していることを踏まえ、大学・高等専門学校でデジタル教育を担う教員確保のための実務家の導入、オンラインを活用した社会人向け教育コンテンツの提供・充実、職業訓練の中で各地の産業・雇用特性に応じたデジタル関連講座の強化を図る。また、地域におけるDXを推進するため、自治体におけるデジタル人材の確保・育成を進める。

（4）リ・スキリングによる能力向上支援

### ① 個人への直接支援の拡充

国の在職者への学び直し支援策は、企業経由が中心となっており、現在、企業経由が75%（771億円（人材開発支援助成金、公共職業訓練（在職者訓練）、生産性向上人材育成支援センターの運営費交付金））、個人経由が25%（237億円（教育訓練給付））となっている。これについては、働く個人が主体的に選択可能となるよう、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるようにし、在職者のリ・スキリングの受講者の割合を高めていく。

### ⑤ デジタル分野などの講座の拡充

デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数（179講座（本年4月時点））を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。その際、生成AIなど、今後成長が期待され、今の時代に即した分野に関する講座の充実を図る。

## 三位一体の労働市場改革の指針（令和5年5月16日 新しい資本主義実現会議）（抄）

4. リ・スキリングによる能力向上支援

### （1）個人への直接支援の拡充

- 国の在職者への学び直し支援策は、企業経由が中心となっており、現在、企業経由が75%（771億円（人材開発支援助成金、公共職業訓練（在職者訓練）、生産性向上人材育成支援センターの運営費交付金））、個人経由が25%（237億円（教育訓練給付））となっている。これについては、働く個人が主体的に選択可能となるよう、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるようにし、在職者のリ・スキリングの受講者の割合を高めていく。

### （5）デジタル分野などの認定講座の拡充

- デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数（179講座（2023年4月時点））を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。その際、生成AIなど、今後成長が期待され、今の時代に即した分野に関する講座の充実を図る。

# 見直し対象となるデジタル関係講座の指定・受給状況

## 専門実践教育訓練給付

## 特定一般教育訓練給付

講座類型	講座数 (令和5年10月)	受給者数 (令和4年度)
① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程	1,767講座	29,359人
② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム ・職業実践専門課程（情報処理・情報）	669講座 60講座	515人
③ 専門職大学院	94講座	2,171人
④ 大学等の職業実践力育成プログラム	198講座	1,249人
⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ・シスコ技術者認定（CCNP） ・ITILエキスパート	3講座 2講座 1講座	14人
⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 ・クラウド、IoT ・AI関連（AI・データサイエンス） -（うちE資格） ・セキュリティ、ネットワーク ・自動車モデルベース開発、自動運転、生産システム設計	129講座 33講座 83講座 (21講座) 7講座 6講座	2,553人
⑦ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程	1講座	-

講座類型	講座数 (令和5年10月)	受給者数 (令和4年度)
① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程	520講座	2,710人
② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ・基本情報技術者試験 ・情報通信技術関係資格（その他） ・シスコ技術者認定（CCNA）	10講座 4講座 3講座 3講座	34人
③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム	43講座	312人

※ 講座類型別の受給者数は、特別集計したものであり、年度の総数は他の業務統計と一致しない。

# 専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付の見直しの経緯

**平成26年10月** 専門実践教育訓練給付の創設当初

- 【講座類型①】 業務独占資格又は名称独占資格の取得を目指す養成施設の課程
- 【講座類型②】 専門学校での職業実践専門課程
- 【講座類型③】 専門職大学院

**平成28年4月**

- 【講座類型④】 大学等の職業実践力育成プログラム 新設

**平成28年10月**

- 【講座類型⑤】 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 新設  
(ITスキル標準レベル3以上(訓練時間120時間以上、2年以内))

**平成29年10月**

- 【講座類型⑤】 ITスキル標準レベル4相当(訓練時間30時間以上、2年以内)を追加

**平成30年4月**

- 【講座類型⑥】 第四次産業革命スキル習得講座 新設

**平成31年4月**

- 【講座類型⑦】 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程 新設
- 【講座類型②】 講座類型②に「キャリア形成促進プログラム」を追加 等

**令和元年10月** 特定一般教育訓練給付の創設当初

- 【講座類型①】 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等

- 【講座類型②】 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程  
(ITレベル標準レベル2、ITレベル標準レベル3(120時間未満))

- 【講座類型③】 新たなITパスポート試験合格目標講座

- 【講座類型④】 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム

**令和2年4月**

- 【講座類型④】 新たなITパスポート試験合格目標講座 廃止

# 専門実践教育訓練給付における第5類型「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程」の制定経緯

## 「日本再興戦略」改訂2015（平成28年6月30日閣議決定）（抄）

### 第一 総論

#### I. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方（アベノミクス第二ステージ）

今後とも経済の好循環を維持し、そして持続的な成長路線を辿っていけるかどうかは、従来の単なる延長ではない、全く新しい発想をもって、錆びた資本ストックを革新し、より自由な発想が生かされる競争環境下で最も効率的かつ効果的な投資が行われることを通じて、個人一人一人が、そして地方の一つ一つがその潜在力を開花する「生産性革命」を成し遂げられるかどうかにかかっている。

生産性を高めるための鍵は、何と言っても投資である。将来の発展に向けた、設備、技術、人材への投資である。

### 第二 3つのアクションプラン

#### 2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

職業実践能力の獲得に資する教育プログラムへの教育訓練給付による支援の拡充

「日本再興戦略」を踏まえ、社会人の中長期的なキャリア形成を支援するため、雇用保険法を改正し、①業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程（訓練期間は1年以上3年以内）、②専門学校での職業実践専門課程（訓練期間は2年）、③専門職大学院の課程（訓練期間は2年以内または3年以内）のうち、厚生労働大臣が指定した講座を受講した場合に、教育訓練給付金の給付割合の引上げや追加支給を可能とする「専門実践教育訓練給付」を創設し、昨年10月から実施している。

今後、「職業実践力育成プログラム」認定制度や「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」で行われる教育プログラム等の実態も踏まえつつ、「専門実践教育訓練給付」の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様で弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討を行い、速やかに結論を得る。

## 中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練の評価等に関する専門検討会議（情報通信技術関係）の開催

（平成27年9月30日～平成28年1月19日（全4回））

### 労働政策審議会人材開発分科会での検討

- ・平成28年 2月17日 第96回労働政策審議会職業能力開発分科会（専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて）
- ・平成28年 3月29日 第97回労働政策審議会職業能力開発分科会（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱について（諮問））

→ 指定基準告示の改正の上、**平成28年10月より「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程」講座指定開始**



# 専門実践教育訓練給付における第5類型「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程」の拡大の制定経緯

## 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）（抄）

### 第2章 取り組む施策

#### I. 一億総活躍社会の実現の加速

##### ⑥雇用保険制度の見直し

アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度（2017年度）から実現する。

## 雇用保険部会報告（平成28年12月8日職業安定分科会雇用保険部会（第121回））

○ 労働力人口が減少する中、我が国が成長するためには、労働者の職業能力の開発、向上に取り組むことが重要である。

○ 労働者の自己啓発を支援する仕組みとして教育訓練給付があるが、中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付については、未だ受給者が少ない状況にある。このことから、利用が促進されるよう周知を図るとともに、専門実践教育訓練給付の給付率について、40%から50%に、上限額について32万円から40万円に引上げ、集中的に支援すべきである。

○ あわせて、専門実践教育訓練を受講している45歳未満の若年離職者に支給される教育訓練支援給付金について、支給額を基本手当の50%から80%に引き上げるとともに、平成30年度末までの暫定措置を平成33年度末まで延長すべきである。

○ なお、雇用保険制度は、失業に際して生活の安定を図りつつ、再就職に向けた支援を行うことを最も基本的な目的としているものであることに鑑みれば、基本手当等の求職者給付が本来の趣旨に沿って十分かつ確実に行われることが最優先であり、その枠組みの中で教育訓練給付等について考えられるべきである。したがって、現在、働き方改革を強力に進めていくとの政府方針や、良好な雇用失業情勢、安定した雇用保険財政といった環境の中で教育訓練給付の拡充を行うことは考え得る。

## 労働政策審議会人材開発分科会での検討

・平成29年 1月24日 第100回労働政策審議会職業能力開発分科会（専門実践教育訓練の拡充について）

・平成29年 3月28日 第101回労働政策審議会職業能力開発分科会（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱について（諮問））

→ 指定基準告示の改正の上、**平成29年10月より「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程」に、ITSSレベル4相当の講座に限り、短時間のもの（訓練時間30時間以上、2年以内）を追加**

# 専門実践教育訓練給付における第6類型「第四次産業革命スキル習得講座」の制定経緯

## 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

### 3. 人材の育成・活用力の強化

#### （2）新たに講ずべき具体的施策

第4次産業革命の進展により、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から「ヒト（人材）」・「データ」に移っていく。人材への投資によって働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、生産性を向上させていくことが重要となる。

#### ④ 「社会人の生涯学び直し」における「IT・データスキル」等育成の抜本拡充

・民間事業者が社会人向けに提供するIT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）」を本年度中に創設する。これを専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する。

・企業の生産性向上に資するIT人材の育成のため、各企業のニーズに応じた在職者訓練のコーディネートなど総合的な事業主支援等を実施する。

・年代・職種を問わず、様々な人材が多様な機会を通じて基礎的なIT・データスキルを身に付けることは重要である。意欲のある社会人の「学び直し」を充実するため、個人に対する支援策を講じる。

## 経済産業省において第四次産業革命スキル習得講座認定制度の創設（平成29年7月31日）

第1回申請認定：平成29年12月

## 労働政策審議会人材開発分科会での検討

- ・平成29年 7月31日 第1回労働政策審議会人材開発分科会（専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて）
- ・平成29年 9月13日 第2回労働政策審議会人材開発分科会（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱について（諮問））

→ 指定基準告示の改正の上、**平成30年4月より「第四次産業革命スキル習得講座」の講座指定開始**

# 特定一般教育訓練給付の制定経緯

## 「人づくり革命 基本構想」 (平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定) (抄)

### 第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかねばならない。

(教育訓練給付の拡充)

専門実践教育訓練給付(7割助成)について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、**一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。**特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等においても同様の記載

### 労働政策審議会人材開発分科会での検討

- ・平成30年 8月28日 第9回労働政策審議会人材開発分科会(人生100年時代構想会議を踏まえた今後の人材開発施策について)
- ・平成30年 9月28日 第10回労働政策審議会人材開発分科会(一般教育訓練給付の拡充に係る対象講座について)
- ・平成30年10月18日 第11回労働政策審議会人材開発分科会(一般教育訓練給付の拡充に係る対象講座について)
- ・平成31年 1月24日 第12回労働政策審議会人材開発分科会(雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱について(諮問))

→ 指定基準告示の改正の上、**令和元年10月より特定一般教育訓練講座開始**

# 専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付のデジタル関係講座の推移

## ○ 専門実践教育訓練給付のデジタル関係講座の推移

		H26.10	H27.4	H27.10	H28.4	H28.10	H29.4	H29.10	H30.4	H30.10	H31.4	R1.10	R2.4	R2.10	R3.4	R3.10	R4.4	R4.10	R5.4	R5.10
第2類型	職業実践専門課程（情報処理）	33	45	47	55	58	58	59	57	54	50	50	48	37	45	47	47	47	49	49
	職業実践専門課程（情報）	39	41	47	54	54	54	21	18	18	18	19	20	19	19	19	13	12	12	11
第5類型	情報通信技術関係資格（シスコ技術者認定 CCIE）	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
	情報通信技術関係資格（情報処理安全確保支援士）	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	情報通信技術関係資格（ITILエキスパート）	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
	情報通信技術関係資格（シスコ技術者認定 CCNP）	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2
	情報通信技術関係資格（その他）	—	—	—	—	4	5	12	24	28	20	11	10	1	1	1	1	0	0	0
第6類型	第四次産業革命スキル習得講座	—	—	—	—	—	—	—	16	31	45	47	52	85	78	85	92	100	115	129
デジタル関係講座数 計		72	86	94	109	116	117	92	115	131	133	127	130	150	146	154	155	161	179	192
専門実践教育訓練給付 講座数総計（参考値）		863	1,591	1,839	2,092	2,243	2,417	2,223	2,133	2,175	2,407	2,436	2,573	2,500	2,531	2,584	2,627	2,670	2,820	2,861

## ○ 特定一般教育訓練給付のデジタル関係講座の推移

		R1.10	R2.4	R2.10	R3.4	R3.10	R4.4	R4.10	R5.4	R5.10
第2類型	Project Management Professional（PMP）	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	情報通信技術関係資格（シスコ技術者認定）	0	0	0	0	0	0	0	2	3
	情報処理技術者試験【基本情報技術者試験】	2	4	4	4	4	4	5	4	4
	情報通信技術関係資格（その他）	0	0	0	0	0	0	3	3	3
デジタル関係講座数 計		3	4	4	4	4	4	8	9	10
特定一般教育訓練給付 講座数総計（参考値）		150	347	406	462	484	557	517	552	573



# デジタル関係講座の対象訓練時間（現行制度）

ITSSレベル	訓練時間	特定2 類型	専門5 類型	専門6 類型
4	30時間以上		○	○
3	120時間以上		○	
	50時間以上 120時間未満	○		
2	50時間以上	○		

特に高度な専門的知識  
及び技術に関するもの

中長期的なキャリア形成  
に資するもの

速やかな再就職及び早期  
のキャリア形成に資する  
もの

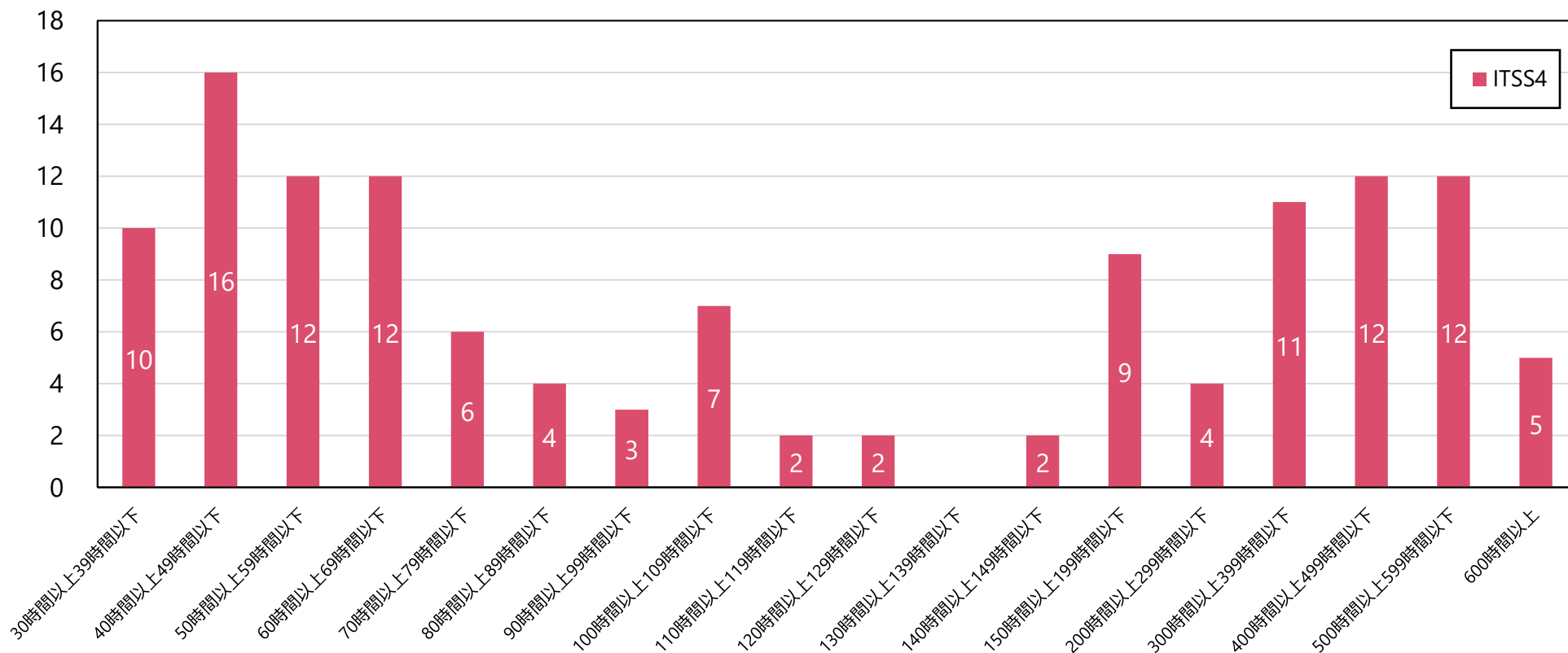
# 第四次産業革命スキル習得講座の訓練時間の分布

第四次産業革命スキル習得講座は、30時間以上120時間未満の講座が半数以上（72講座）。

その中でも、40時間以上70時間未満の講座が多くなっている。

(講座数)

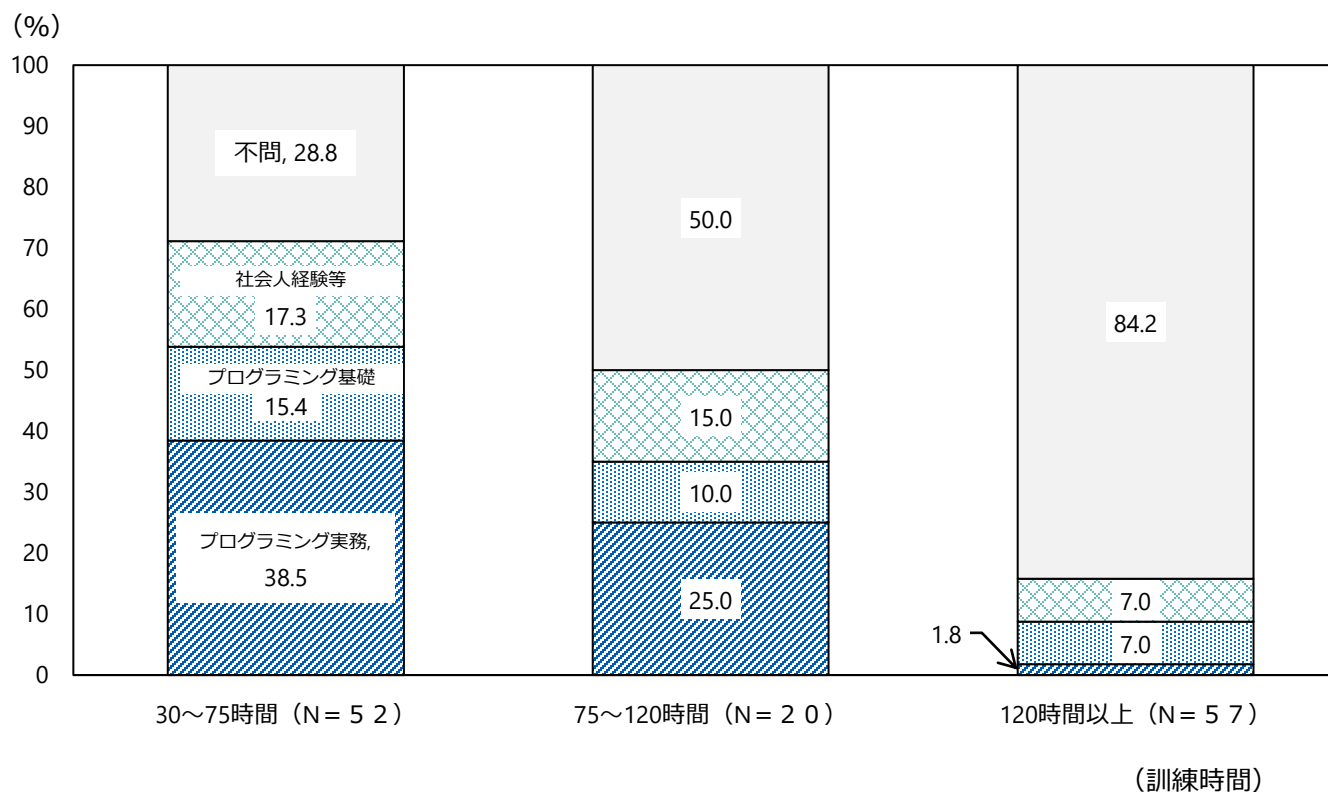
第四次産業革命スキル習得講座の訓練時間の分布（令和5年10月時点）



# 訓練時間と訓練内容の傾向 (専門実践教育訓練・「第四次産業革命スキル習得講座」)

訓練時間別に講座受講に受講に必要な経験をみると、訓練時間が短い講座ほど、プログラミングの実務経験や基礎知識、社会人経験等を必須とする割合が高い。

訓練時間と講座受講に必要な経験



※専門実践教育訓練「第四次産業革命スキル習得講座」の指定講座（令和5年10月時点、N=129）

# 訓練時間と訓練内容の傾向 (専門実践教育訓練・「第四次産業革命スキル習得講座」)

訓練時間が短い講座では、プログラミングに係る実務経験や知識・技術が必須となっている。

(具体例) 分野別、講座受講に必要な実務経験、知識・技術等の要件

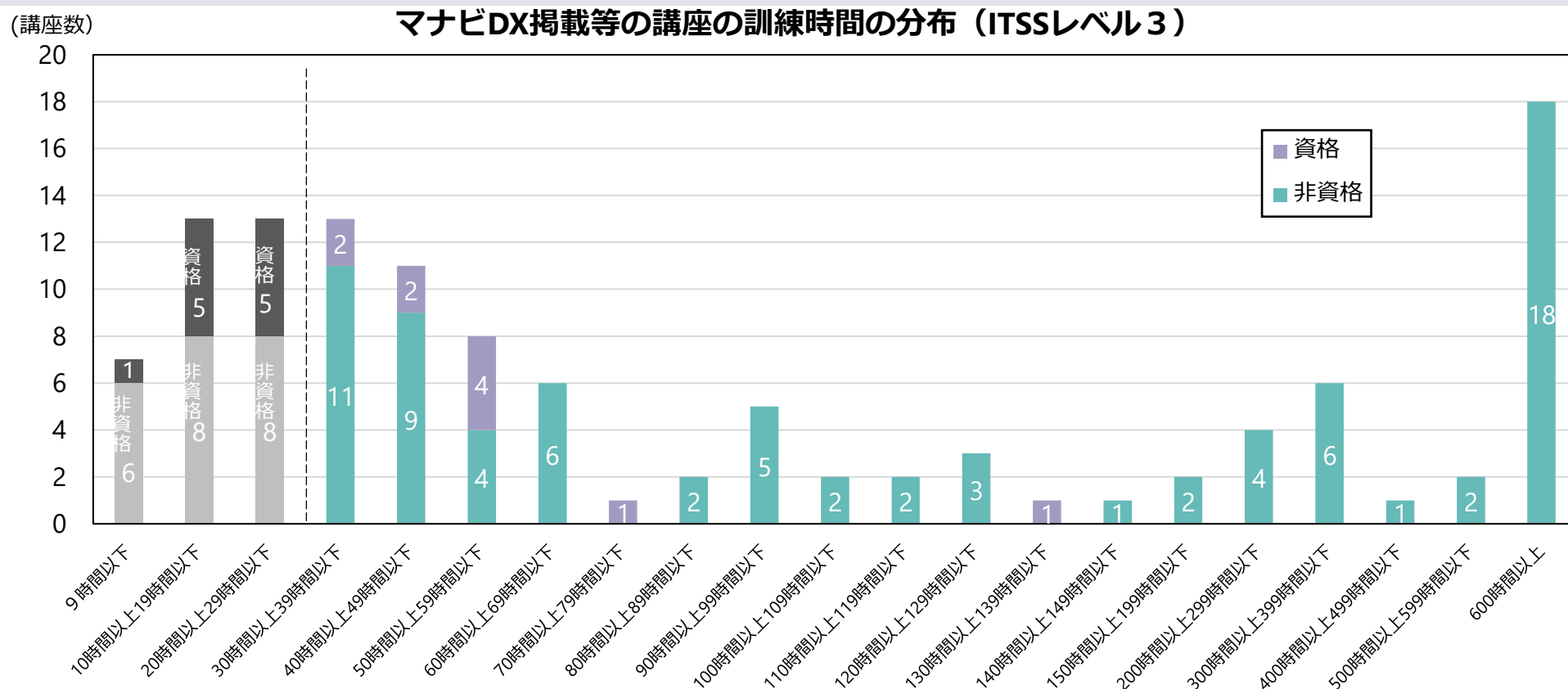
分野	A I		データサイエンティスト	
	160時間	45時間	270時間	48時間
訓練時間	160時間	45時間	270時間	48時間
到達目標	機械学習及びディープラーニングを理解し、画像認識を使用したWEBサービスの提供	高度なディープラーニング研究者・エンジニア	即戦力データサイエンティスト	ICT、AIの業務におけるプログラミング経験
必要な実務経験	無し	<u>実務におけるプログラミング経験 (Python)</u>	無し	<u>ICT、AIの業務におけるプログラミング経験</u>
必要な知識・技術	無し	大学レベルの数学知識、統計(統計検定2級程度)、 <u>Pythonの基礎知識</u>	数学知識(高校数学の知識)、統計(統計検定2級程度)、プログラミング(Python)の基礎知識	<u>プログラミング経験</u>

# ITSSレベル3の講座の訓練時間の分布

「マナビDX」<sup>(※)</sup>掲載等の講座のうちITSSレベル3の88講座では、30時間以上120時間未満の講座が半数以上(50講座)。

特に、ITSSレベル3の資格試験の講座10講座のうち9講座は、120時間未満の講座となっている。

※ 経済産業省・情報処理推進機構（IPA）が運営する民間企業等のデジタル教育コンテンツを一元的に提示するポータルサイト





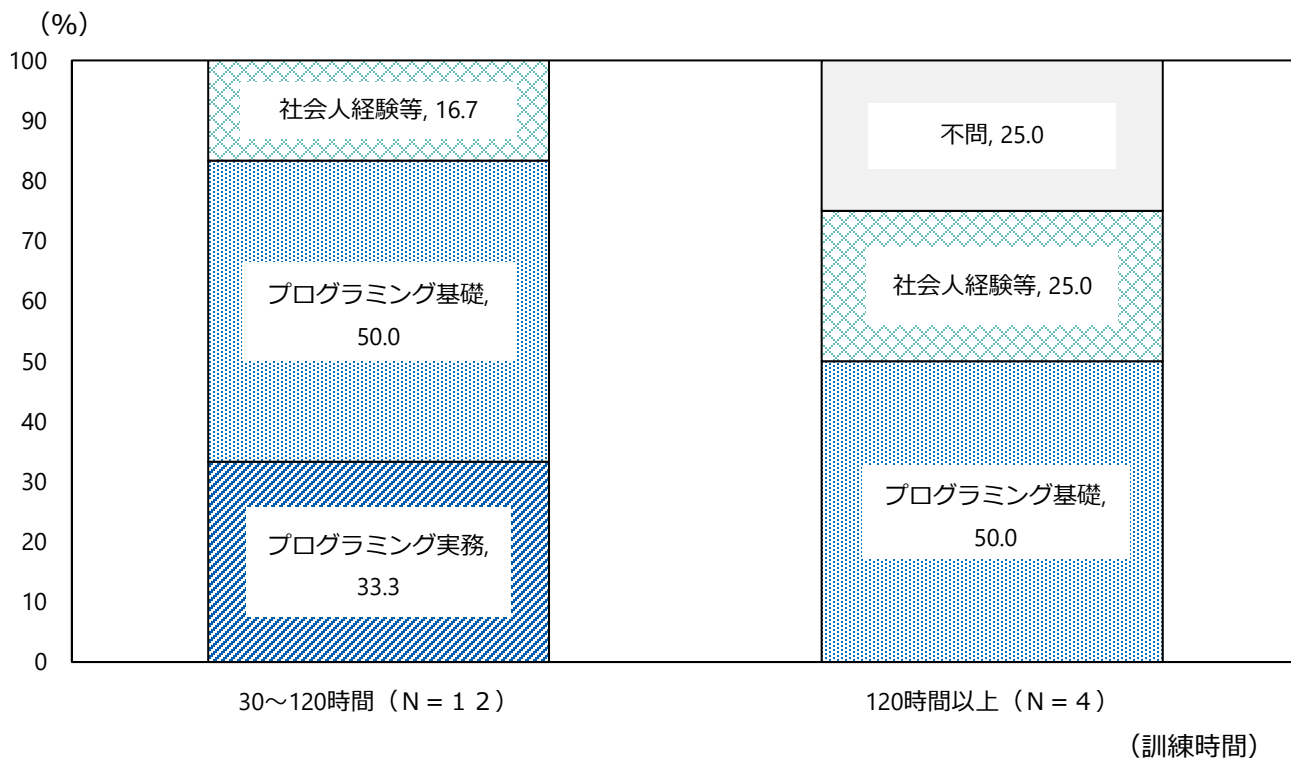
# 訓練時間と訓練内容の傾向

(「マナビDX」 ITSSレベル3相当 ※30時間以上)

ITSSレベル3では、訓練時間30～120時間の講座の約8割が、プログラミングの実務経験や基礎知識を受講の前提としている。

120時間以上の講座では、プログラミングの実務経験を求めるものはない。(※母数が少ないことに留意が必要)

訓練時間と受講に必要な経験



# 訓練時間と訓練内容の傾向

## （「マナビDX」 ITSSレベル3相当の訓練講座例 ※30時間以上）

ITSSレベル3では、訓練時間が長い講座では、受講に必要な前提知識はほとんど求めている。

一方で、訓練時間が短い講座では、プログラミングに係る実務経験や知識・技術が必須となっている。

（具体例）講座受講に必要な前提知識等要件

訓練時間	600時間	300時間	35時間	30時間
学習できるデジタルスキル・知識	1. Webサービスを構築するために必要な各種言語スキル Java/HTML/CSS/SQL 2. Webアプリケーションに関する技術スキル Springフレームワーク 3. ITによるビジネス活用を提案できるスキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン思考</li> <li>・ユーザー中心デザイン</li> </ul>	ホワイトハッカーとして、攻撃者視点から見た最適な防御方法の選択や、セキュリティ環境の構築を実現するスキルを身につけます。	クラウドコンピューティング環境で働くITエンジニアに必要な知識とスキル
受講対象者	<b>未経験から開発エンジニアを目指す方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格を有する企業または組織に属し、<b>将来技術経営、新規事業開発を担うことが期待される方</b></li> <li>・特に、チームでプロジェクトを進め、多様な関係者を巻き込みながら、共創イノベーションの推進を必要とされる方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティの責任者/監査人/専門家</li> <li>・サイト管理者</li> <li>・ネットワーク・インフラの完全性に不安を抱くあらゆるユーザ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CompTIA Cloud+認定資格（試験番号：CV0-003）の取得を目指す方</li> <li>・クラウドコンピューティング環境において、設計、構築、保守、運用を行うIT技術者の方</li> </ul>
受講に必要な前提知識	コンピューターの基本操作スキル	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的なOS、コンピュータ・アーキテクチャ、ネットワークの基本概念に関わるある程度のスキル・サイバーセキュリティ、セキュリティ技術に関するある程度の知識（例）Cisco CCNA Security、CompTIA Network+/Security+ など</li> <li>・<b>コース内容の理解に役立つ実務経験</b></li> <li>- プログラミング</li> <li>- (C/Perl/Java/PHP)</li> <li>- ネットワーク構築</li> <li>- ネットワークトラブルシューティング</li> <li>- パケット解析</li> <li>- ペネトレーションテスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>ITネットワーク、ストレージ、データセンタ管理などに関連した業務を少なくとも24カ月～36カ月経験されている方</b></li> <li>・ハイパーバイザーなどの<b>仮想サーバー技術に精通されている方</b></li> <li>・<b>クラウドコンピューティング環境において、設計、構築、保守、運用を行うIT技術者の方</b></li> </ul>

## 訓練時間と受講費用の傾向

30～120時間以下の訓練の受講費用を見ると、レベルの高い訓練の方が、平均受講料、一時間あたり受講料ともに高い傾向にある。

特にITSSレベル3とレベル2を比較すると、大きな差がある。（※母数が少ないことに留意が必要）

	平均時間 (時間)	平均受講料 (円)	一時間あたり受講料 (円)
専門実践教育訓練 ／「第四次産業革命スキル習得講座」 (N=72) ※1	62.0	433,220	6,990
「マナビDX」掲載講座 レベル3 (N=8) ※2	47.4	302,500	6,385
「マナビDX」掲載講座 レベル2 (N=12) ※3	47.0	187,009	3,979

※1 専門実践教育訓練・「第四次産業革命スキル習得講座」（ITSSレベル4相当）の講座のうち、訓練時間が30～120時間の講座

※2 「マナビDX」掲載 ITSSレベル3の講座のうち訓練時間が30～120時間、かつ受講料を把握できた講座

※3 「マナビDX」掲載 ITSSレベル2の講座のうち訓練時間が30～120時間、かつ受講料を把握できた講座

※ いずれも令和5年10月1日時点。

- ITやデータを中心とした将来の成長が強く見込まれ雇用創出に貢献する分野における**専門的・実践的な教育訓練講座**として**経済産業大臣の認定**を受けたもの。令和5年10月末時点の認定講座は**140講座**。
- さらに厚生労働大臣の指定を受けた講座は、**教育訓練への支援制度**を利用できる。

## 対象分野・目標レベル

- ✓ **対象分野** : ①IT分野
  - 新技術・システム : **クラウド、IoT、AI、データサイエンス**
  - 高度技術 : **セキュリティ、ネットワーク**
  - **デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進に関する知識及び技術**
- ②IT利活用分野 — **自動車分野のモデルベース開発、自動運転、生産システム設計**
- ✓ **目標レベル** : **ITSSレベル4相当(以下のいずれか)**を目指す

R5.10月申請  
より追加

- ・当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、**業務上の課題の発見と解決をリード**するとともに、後進育成にも貢献できるレベル
- ・当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、**新規ビジネスやサービス等の創出**が可能であるほか、後進育成にも貢献できるレベル

## 認定を受けるまで



# 認定要件（参考）共通レベル定義

レベル	レベル定義（スキル標準共通）
7	<ul style="list-style-type: none"><li>・社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジ、ビジネス変革をリードするレベル</li><li>・市場への影響力がある先進的なサービスやプロダクトの創出をリードした経験と実績を持つ世界で通用するプレーヤ</li></ul>
6	<ul style="list-style-type: none"><li>・社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジ、ビジネス変革をリードするレベル</li><li>・社内だけでなく市場から見ても、プロフェッショナルとして認められる経験と実績を持つ国内のハイエンドプレーヤ</li></ul>
5	<ul style="list-style-type: none"><li>・社内において、テクノロジーやメソドロジ、ビジネス変革をリードするレベル</li><li>・社内で認められるハイエンドプレーヤ</li></ul>
4	<ul style="list-style-type: none"><li>・一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベル</li><li>・プロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する</li></ul>
3	<ul style="list-style-type: none"><li>・要求された作業を全て独力で遂行するレベル</li><li>・専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>・要求された作業について、上位者の指導の下、その一部を独力で遂行するレベル</li><li>・プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する</li></ul>
1	<ul style="list-style-type: none"><li>・要求された作業について、上位者の指導を受けて遂行するレベル</li><li>・プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する</li></ul>



# 講座・実施機関の要件

(『「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項』において定めているもの)

## ■ 実施機関の要件

- ✓ 継続的・安定的に遂行できること（講座の実績・財務状況等）
- ✓ 適切に実施するための組織及び設備等を有すること
- ✓ 欠格要件等に該当しないこと 等

## ■ 講座の要件

- ✓ 審査、試験等により教育訓練の成果を評価していること
- ✓ eラーニング等の社会人が受講しやすい工夫をしていること
- ✓ 教育訓練の評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること
- ✓ 対象とする職業の種類及び身に付けることができる能力を定め、公表していること
- ✓ **必要な実務に関する知識、技術及び技能を習得できる教育訓練であること**  
※座学や定められた手順に沿って実施する演習等による知識の習得だけではなく、**実践的な内容（受講者が課題等を自ら考える機会や習得した知識・技術・技能を実際に試行・実践する機会を設ける等）が必要**
- ✓ **実習、実技、演習又は発表等の実践的な方法による授業が教育訓練の一定割合以上を占めていること** 等

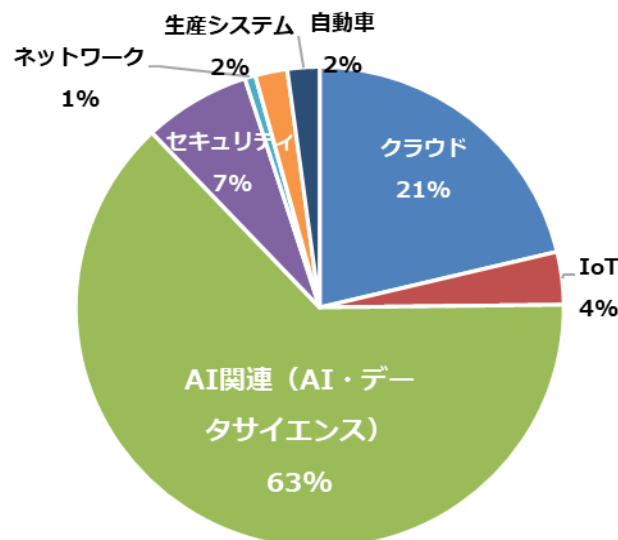
※認定審査の際には**演習の具体的な実施手順・演習における受講生の成果物**に関する資料の提出を求めている。  
(経済産業省HP：<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/index.html> より抜粋)

# 認定講座の状況・推移

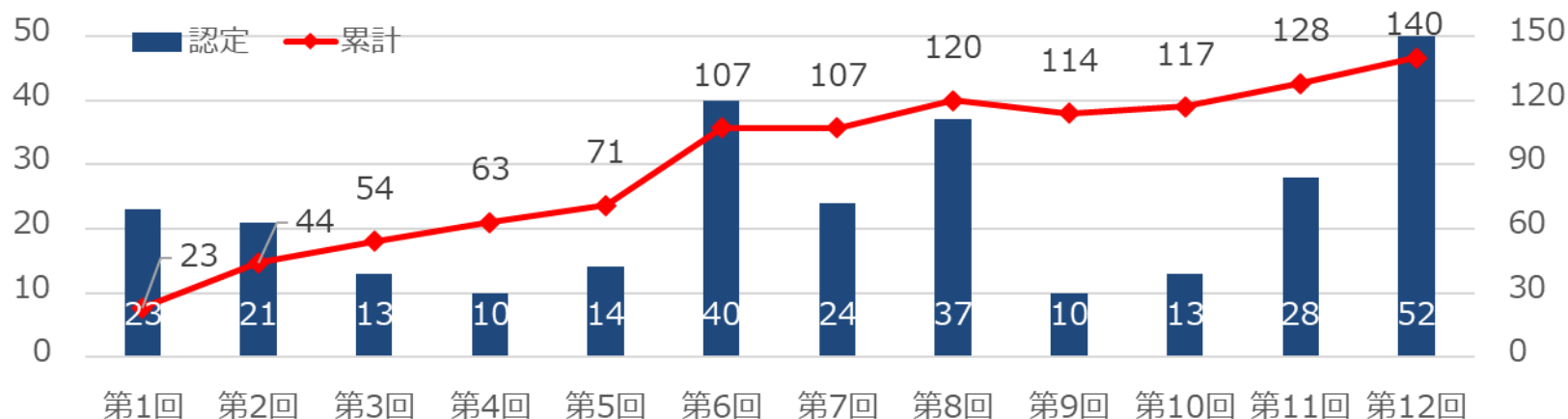
令和5年11月10日：経済産業省第6回「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する検討会 資料3-1

対象分野 ※1		認定講座数 ※2	
IT分野	新技術・システム	クラウド	29講座
		IoT	5講座
		AI関連（AI・データサイエンス）	89講座
	高度技術	セキュリティ	10講座
		ネットワーク	1講座
IT利活用分野	自動車モデルベース開発	1講座	
	自動運転	2講座	
	生産システム設計	3講座	
合計		140講座	

■ 認定講座全体に占める対象分野の割合



■ 認定講座数の推移 ※3



※1 複数の分野に該当する講座については、主たる分野（経済産業省判断）にてカウント。

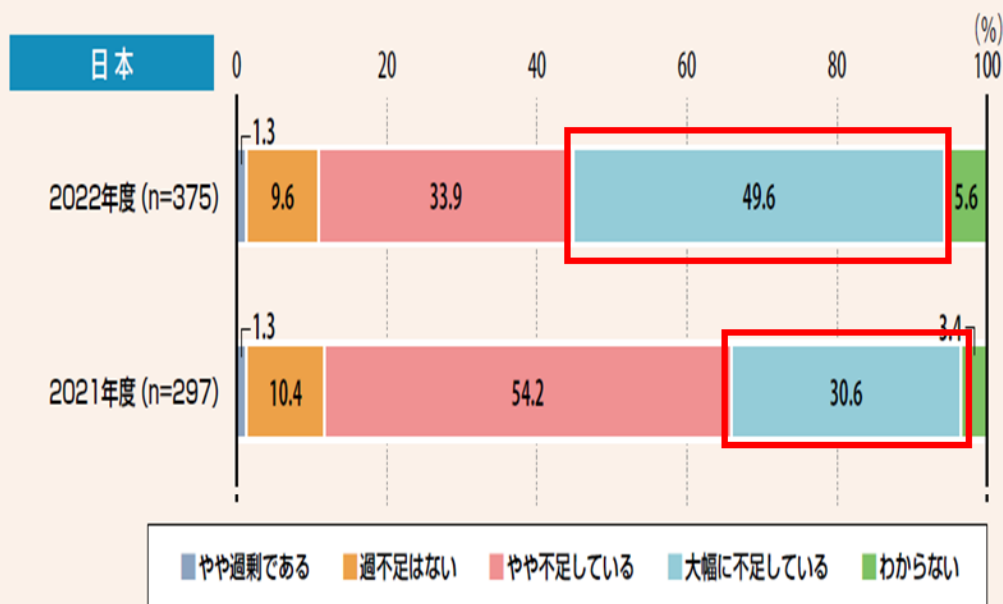
※2 令和5年10月末現在、認定の適用を受けている講座数

※3 累計の認定講座数については、第1回から第12回までの認定講座数から、現在までに廃止届が提出された講座数及び認定期間が終了した講座数を除いて算出。

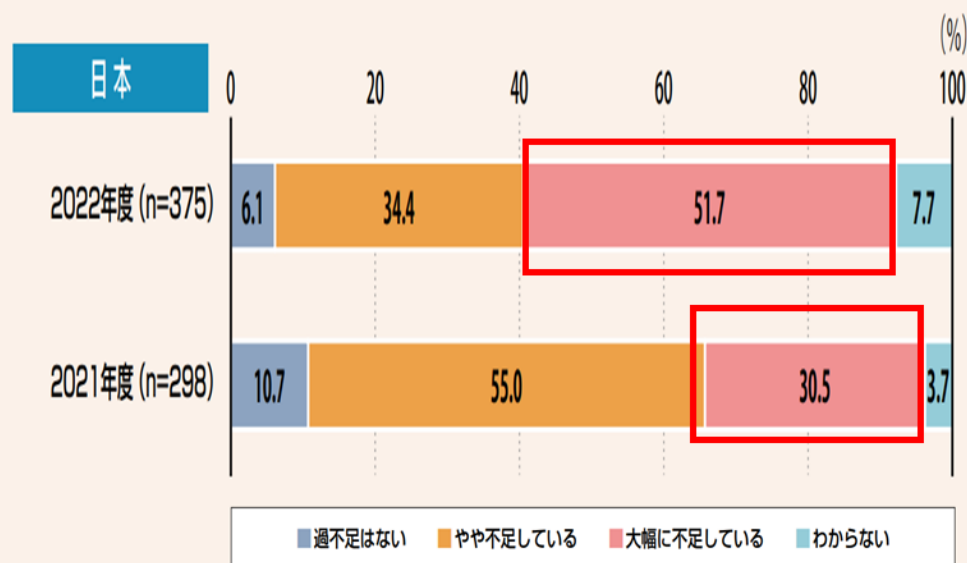
# DXを推進する人材不足の現状①

- 情報処理推進機構（IPA）の調査によると、日本では、**DX推進人材の質・量の両側面において圧倒的に不足**。特に、この1年で「**大幅に不足している**」と回答した割合が、**質・量ともに急増**（量：30.6%→49.6%、質：30.5%→51.7%）。

図表4-3 DXを推進する人材の「量」の確保



図表4-5 DXを推進する人材の「質」の確保

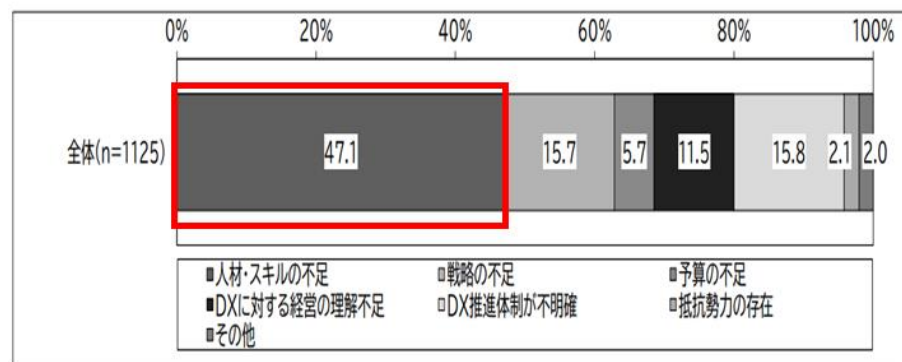


(出典) DX白書2023／情報処理推進機構（IPA）

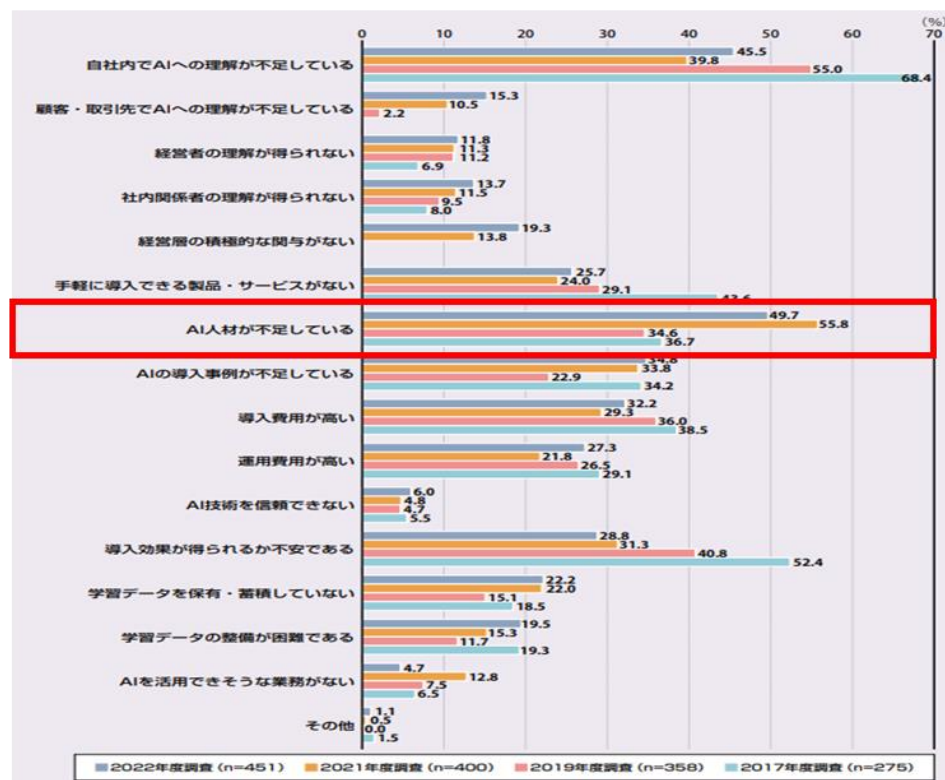
# DXを推進する人材不足の現状②

- その他の多くのアンケートなどでも企業が抱えるDX推進における課題・懸念事項を見ると、**人材・スキルの不足**といった人材関連の課題が常に上位。
- 加えて、IPAの調査によると、AI導入課題として最も多く上がったのは「**AI人材が不足している**」(49.7%)であり、AI人材の不足が導入の障壁に。

図表 2-2-1 DX 推進上の課題



AI導入課題（日本企業の経年比較、複数回答）

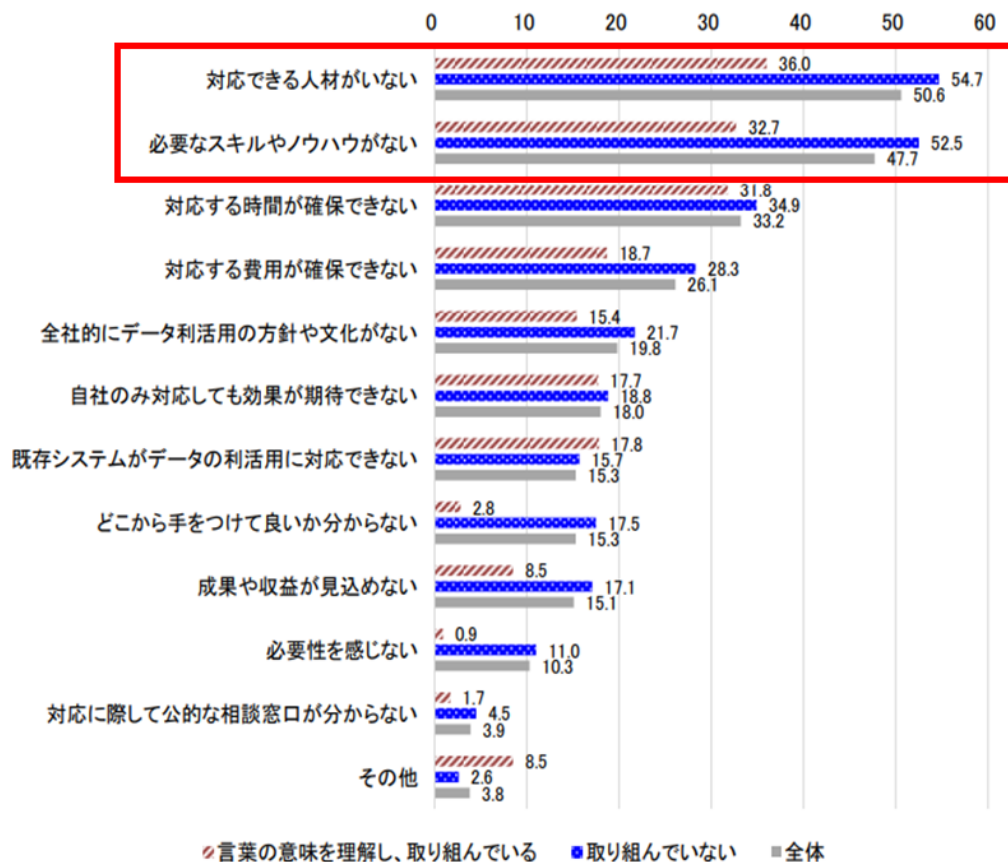




# DXを推進する人材を取り巻く状況（企業の声）

- DXに取り組む上での課題では、「対応できる人材がない」（50.6%）や「必要なスキルやノウハウがない」（47.7%）など、半数の企業で人材やスキル・ノウハウ不足に関する課題が挙げられた。

DXに取り組む上での課題～取り組み状況別～（複数回答）（%）



始めなくてはならないとの意識はあるのだが、**それに対応する人材がないのが実情**。業界のDXに対する認識はまだ低く、当社だけで取り組んでもうまくいかない（建設機械器具賃貸）



中小企業では、DXの導入についてどう取り組むか、何から手を付けるのか、**対応できる人材がない**（肉製品製造）



**DXを推進するうえで人材が不足している**ため、今後採用を推進してDX導入を強化していく（金属プレス製品製造）

注1:「取り組んでいない」企業は、「言葉の意味を理解し、取り組みたいと思っている」「言葉の意味を理解しているが、取り組んでいない」「言葉は知っているが意味を理解できない」「言葉も知らない」の合計

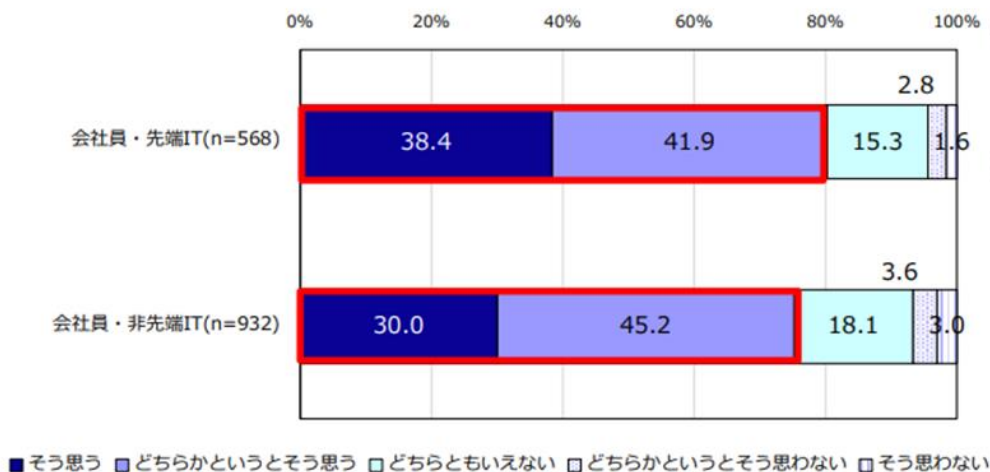
注2:「言葉の意味を理解し、取り組んでいる」の母数は、有効回答企業数1,686社。「取り組んでいない」企業の母数は、有効回答企業数8,295社



# DXを推進する人材を取り巻く状況（個人の声）

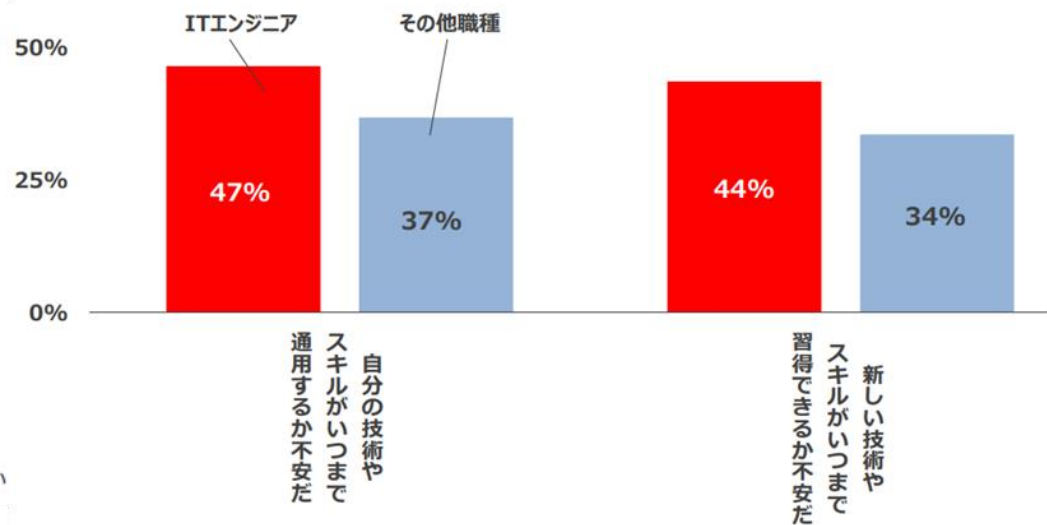
- 新スキル習得の必要性を認識しているIT人材は75%以上にのぼる。
- 半数近くのITエンジニアが「技術やスキルの陳腐化に不安」を抱えている。

## 活躍し続けるための新しいスキル習得の必要性の認識



※ 本調査における「IT人材」は、いわゆるITエンジニアだけではなく、ITを活用して事業創造や製品・サービスの付加価値向上、業務のQCD向上などを行う人々すべてを対象とした、広義のIT人材を指す。また、「先端」に含むのは、データサイエンス、AI・人工知能、IoT、デジタルビジネス/X-Tech、アジャイル開発/DevOps、AR/VR、ブロックチェーン、自動運転MaaS、5G、その他先端領域とし、それ以外を非先端とした。

## ITエンジニアとそれ以外の職種の主なキャリア不安



※ 本調査における調査対象者は、ITエンジニア職種（IT技術職）とその他職種（バックオフィス職種（財務・会計・経理・法務・事務・アシスタント）、マーケティング・企画職種（企画・マーケティング）、フロント職種（営業職））。

- 前述のDXを推進する人材を取り巻く状況等を踏まえて、本制度におけるIT分野における対象となる講座レベルの再整理やその再整理を踏まえた認定要件の見直し等が必要となる。

論点となる項目		
対象範囲	IT分野の範囲	変更なし
認定の基準・要件	講座のレベル	論点1
	教育内容・教育方法	論点2
	事後評価	変更なし
実施機関	実施機関の要件	変更なし
認定の仕組み	審査方法	変更なし
	認定の有効期間	変更なし
	認定の取消	変更なし

## 【論点1】講座のレベルの考え方

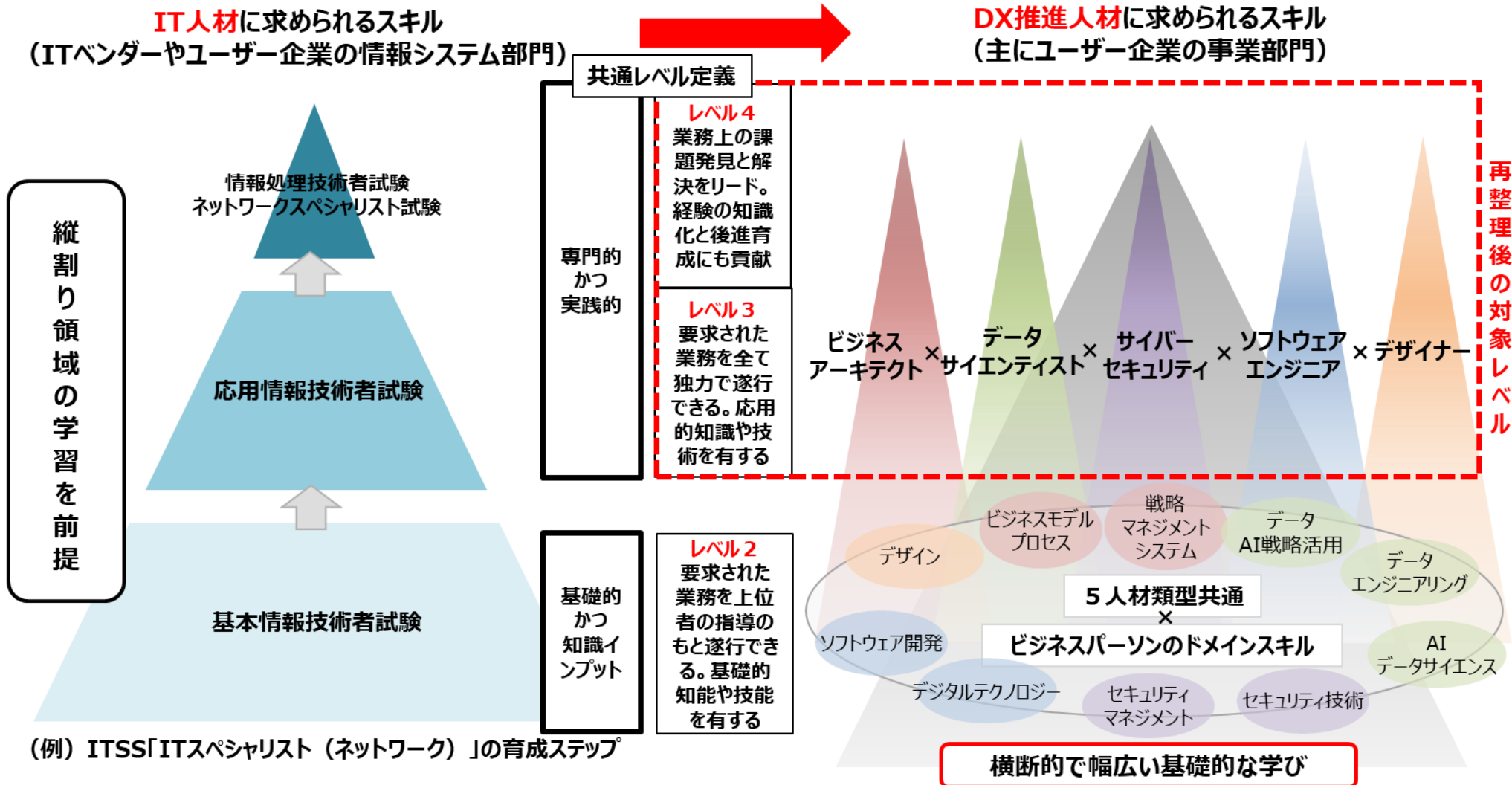
今般、対象講座のレベルを再整理することとなる背景として以下：

- 2017年の制度創設以降、企業DXニーズが急速に高まり、構造的な人材不足も相まって、**DX推進人材が（量、質ともに）の圧倒的な不足が深刻化**。レベル4相当に加えて、DXの担い手の裾野拡大の観点から、**要求された作業を独力で遂行できるレベル3も対象講座に含めることでデジタルリスキングを加速し、人材不足を解消することが急務**。
  - **生成AIの登場などデジタル技術の急速な進化や、これに起因するビジネスの不確実性等を背景に、スキル習得の遅れが職業実践力の低下に直結する時代**。社会人個人も、職業人としての時間軸の中で「雇用の安定」を確保する観点から、**自分事としてスキル習得活動が求められ、変化の速さに応じた学びと実践を繰り返すことが不可欠**。
  - スキル構造についても、**ITからDXへと変化**する中で、DX推進人材には、**従来の縦割り領域における単線的な学びから、横断的で幅広い基礎的な学びをベースにした複線的な学びの中で、専門的かつ実践的な能力習得していくものへとスキルのあり方が変化**。（実際、レベル3講座のほとんどが特定の領域・分野に特化して専門的かつ実践的な知識を十分に習得できる講座となっている。）
- ⇒ **レベル2までの基礎的で横断的な幅広い学びをベースとし、レベル3以上の専門的かつ実践的な講座を対象講座として再整理することが適切**。

# (参考) 求められる人材像やそのスキル習得方法の変容

令和5年11月10日：経済産業省第6回「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する検討会 資料3-2

- 企業のデジタル化の担い手がIT人材からDX推進人材へと変化する中で、専門的・実践的な教育訓練講座を認定する同制度の対象講座のレベルを再整理する必要。



## 【論点2】教育内容・教育方法の考え方

令和5年11月10日：経済産業省第6回  
「第4次産業革命スキル習得講座認定  
制度」に関する検討会 資料3-2

レベルの再整理・拡充後も講座の職業実践性を確保する観点から、

- レベル4からレベル3に拡大することに伴い、レベル定義に即した教育内容を求める。
- 実践的な方法による授業の割合（50%以上）の要件化、外部有識者による審査を引き続き実施。

### レベル定義について

レベル	レベル定義（スキル標準共通）
4	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベル</li><li>・ プロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する</li></ul>
3	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要求された作業を全て独力で遂行するレベル</li><li>・ 専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する</li></ul>

### 講座の職業実践性について

※厚生労働省 第1回労働政策審議会人材開発分科会（Reスキル認定制度創設に伴う、教育訓練給付の講座指定基準の見直しに関する検討）資料より引用

- プレゼンテーション等の受講者側から発言する授業形態のほか、ディスカッションやグループワーク、ワークショップ等の双方向の授業形態や、課題解決のための実習・演習等、実践的な方法による授業が、教育訓練の50%以上を占めていることを認定要件化。
- 認定に当たり、申請のあった教育訓練の内容が真に産業界のニーズに沿ったものであるかどうか等の観点からの確な評価を行うため、産業界を交えた外部有識者による審査を実施。



# 「実践的」なレベル3の講座カリキュラムの具体例について

令和5年11月10日：経済産業省第6回  
「第4次産業革命スキル習得講座認定  
制度」に関する検討会 資料3-2

- 双方向のコミュニケーションまでは求めないものの、習得した知識、技術及び技能の一部又は全部について、**疑似環境や仮想環境等を用いて実際に試行・実践する機会を提供し、実践的な授業を行う**講座も今後認定対象としていく予定。

## <講座のカリキュラム例（AI・データサイエンス関連）>

